

# 大阪市環境影響評価専門委員会 次第

令和6年11月29日（金）10時00分～  
ウェブ会議

## 議 題

「（仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」について

## 【資 料】

- 環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）
- 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿
- 大阪市環境影響評価専門委員会規則

## 【事前配布資料】

- 環境影響評価方法書及び要約書

## 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

氏 名	現 職 名	専 門 分 野
荒 木 修	関西大学法学部 教授	行政法
魚 島 純 一	奈良大学文学部文化財学科 教授	保存科学・文化財学
梅 宮 典 子	大阪公立大学 名誉教授	建築環境
岡 絵 理 子	関西大学環境都市工学部建築学科 教授	都市計画、環境デザイン
岡 崎 純 子	大阪教育大学教育学部 特任教授	植物分類学
貫 上 佳 則	大阪公立大学大学院工学研究科 教授	環境工学
亀 甲 武 志	近畿大学農学部水産学科 准教授	魚類生態学、生物資源保全学
木 元 小 百 合	大阪産業大学工学部都市創造工学科 教授	地盤工学
塩 見 康 博	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授	交通工学・交通計画
嶋 寺 光	大阪大学大学院工学研究科 教授	大気環境工学
竹 村 明 久	摂南大学理工学部住環境デザイン学科 准教授	空気環境計画
花 嶋 温 子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授	資源・廃棄物循環計画
藤 田 香	近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授	環境経済学
松 井 孝 典	大阪大学大学院工学研究科 助教	環境・エネルギー工学
山 口 弘 純	大阪大学大学院情報科学研究科 教授	情報ネットワーク学
山 本 浩 平	京都大学大学院工学研究科 講師	大気環境工学

※任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日まで。

# 大阪市環境影響評価専門委員会規則

平成 10 年 7 月 30 日

規則第 104 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成 10 年大阪市条例第 29 号）第 36 条第 6 項の規定に基づき、大阪市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第 2 条** 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

**第 3 条** 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

**第 4 条** 会長が必要と認めるときは、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

(会議)

**第 5 条** 専門委員会の会議は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第 6 条** 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第 7 条** 専門委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

**第 8 条** この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 13 年 4 月 1 日規則第 83 号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 3 月 30 日規則第 116 号) 抄

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。